

令和2年（2020年）11月20日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会

会長 荒井 修亮



公害防止協定締結について（答申）

令和2年（2020年）8月5日付下環政第1525号で諮問のありました下関市長府扇町に計画されているバイオマス発電所整備事業に関する公害防止協定の締結につきまして、公害防止対策及び環境保全の推進により資するものとなるよう、委員それぞれの経験や知見に基づき議論いたしました。

よって、市長におかれましては、別紙事項を参考に公害防止協定を締結するよう答申いたします。

なお、バイオマス発電事業につきましては、海外産のバイオマス燃料を利用する場合、輸送による二酸化炭素排出や、原木栽培における生態系への影響が危惧されています。また、燃料の長期的な安定確保についても懸念されますので、今後、市におきましては、事業者に対して国内産の、ひいては県内産の燃料の調達に向けての検討を求めるなど、本事業の適切な管理が行われるよう留意していただきたい。

別紙

1. 公害防止協定に定める事業活動の範囲に、燃料の陸揚げ及び陸揚げから発電所までの輸送及び保管も含むようにすること。
2. 大気汚染防止対策に係る措置について、ばい煙の排出量及び排出濃度の低減を検討すること。